

取り調べの可視化実現を求める意見書（案）

近年、捜査機関による密室での違法・不当な取り調べや、虚偽の自白強要、証拠の改ざんなどによる冤罪事件が次々と明らかになった。

冤罪事件を防ぐためには、取り調べの可視化（取り調べの全過程の録画・録音）が必要不可欠である。取り調べの可視化により、密室での取り調べに伴って発生する捜査官の暴行・脅迫・利益誘導等による自白強要や虚偽自白を防止することができる。

また、裁判員制度が導入された今日、裁判が市民にとってわかりやすいものである必要がある。裁判で供述調書の任意性や信用性が争われたような場合でも、裁判員がその判断に窮することのないよう、適切な方策が講じられなければならない。取り調べを全て録画・録音することで、取り調べの状況が検証可能となり、これにより裁判員・裁判官が供述調書の任意性や信用性の判断を容易に、かつ正確になし得るようになる。

このような見地からも、取り調べの可視化は、不可欠なものである。

よって、国におかれては、法務省が設置した法制審議会「新時代の刑事司法制度特別部会」の趣旨を踏まえ、十分に議論検討される過程を経た上で、取り調べの可視化を制度化し、実現するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年6月23日

奈良市議会